

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

提出者

住 所 宮崎県延岡市旭町4丁目3400番地の1

氏 名 旭化成エヌエスエネルギー株式会社  
延岡発電所 所長 羽生 圭太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-22-4630

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成エヌエスエネルギー株式会社
事業場の所在地	宮崎県 延岡市 旭町 4 丁目 3 4 0 0 番地の 1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

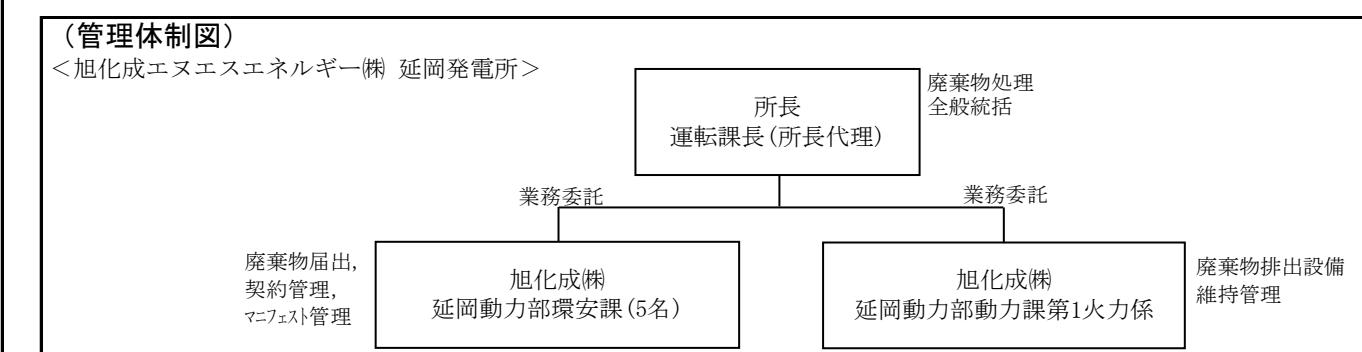
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	33 電気業
②事業の規模	105,879.53 MWh (令和5年度 発電電力量)
③従業員数	2名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>燃料 ・石炭, C重油 ・木質バイオマス</p> <p>ボイラー</p> <p>発電用蒸気タービン</p> <p>電気集塵機</p> <p>180m煙突</p> <p>処理前排ガス</p> <p>処理後排ガス</p> <p>鉱さい, 廃油 木くず</p> <p>燃え殻, 廃プラ, 金属くず</p> <p>ばいじん, 汚泥</p> <p>産業廃棄物 処分委託</p> <p>&lt;産業廃棄物収集・運搬委託&gt;</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙 - 1 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙 - 1 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	分別している産業廃棄物の種類 • ばいじん, 燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃プラスチック類, 木くず, 鉱さい, 金属くず。 分別に関する取組 • 産業廃棄物は種類ごとに分別するとともに、他の産業廃棄物に混入しないよう表示での分類と日常監視を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	分別する予定の産業廃棄物の種類 • 特になし。 分別に関する取組 • 現状の取組を継続して行く。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)  実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)  実施予定なし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	(これまでに実施した取組)  実施していない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行 う 産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)  実施予定なし。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)	実施していない。	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)	実施予定なし。	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】 別紙 - 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
①現状	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

【目標】 別紙 - 2 のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	コンクリートくず
	排出量	14,061.04 t	2,657.68 t	356.36 t	18.27 t	0.54 t	1.7 t	0.1 t
	(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低灰分炭利用による、ばいじんや燃え殻の発生量抑制</li> <li>・ばいじんを有償物（コンクリート製品原材料やトンネル工事粉じん低減材）として有効利用することで産業廃棄物としての排出量抑制（2021年度有効利用実績：1684.24t）</li> <li>・鉱石（岩石等）の含有率の低い石炭種の選定（鉱さい排出量の抑制）</li> </ul>								
② 計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	コンクリートくず
	排出量	20,000 t	3,500 t	250 t	10 t	1 t	3 t	1 t
	(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低灰分炭の使用継続（ばいじん発生量の抑制）</li> <li>・コンクリート製品原材料や粉じん低減材として販路拡大（ばいじんの産業廃棄物としての排出量抑制）</li> <li>・鉱石（岩石等）の含有度合の確認（鉱さい排出量の抑制）</li> </ul>								

・産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	コンクリートくず
	全処理委託量	14,061.04t	2,657.68t	356.36t	18.27t	0.54t	1.7t	0.1t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	329.72t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	14,061.04t	2,657.68t	356.36t	18.27t	0.54t	t	0.1t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行	t	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に産業廃棄物の処分を委託できる業者を選定し書面による委託契約を取り交わしている。</li> <li>・処分業者の許可証の写しを入手し有効期限が失効していないか確認している。</li> <li>・定期的に処分業者の現地を訪問し適正に処分されているか確認している。</li> <li>・2015年2月から電子マニフェストを導入し適正管理を図っている。</li> </ul>								
② 計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	コンクリートくず
	全処理委託量	20,000t	3,500t	250t	10t	1t	3t	1t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	250t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	20,000t	3,500t	250t	10t	1t	t	1t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分業許可証の有効期限管理及び定期的な現地訪問の継続。</li> <li>・電子マニフェスト適正管理の継続。</li> </ul>								